

藤岡市次世代育成支援行動計画の概要について

1. 「藤岡市次世代育成支援行動計画」（藤岡市子ども未来プラン）は次世代育成支援対策推進法¹第 8 条に基づき策定された市町村行動計画です。

藤岡市では、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の様々な変化に対応して、子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる社会を計画的に構築するための指針として、藤岡市次世代育成支援行動計画（藤岡市子ども未来プラン）を策定しました。

第 1 期（前期計画）は平成 17 年 3 月に策定され、この計画に基づき平成 17 年度から平成 21 年度まで様々な事業を行ってきました。平成 21 年度には前期計画を見直し、平成 22 年度から平成 26 年度の 5 年間で第 2 期（後期計画）として策定しました。

現在（平成 27 年度）は、本市行動計画を承継した藤岡市子ども・子育て支援事業計画の第 1 年目に当たりますが、今回の会議で本市行動計画最終年度（平成 26 年度）の進捗状況に対する評価・検討を行います。

図 1 市町村行動計画の期間

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	報告 ↓ 平成 26 年度
第 1 期（前期計画）									
					見直し	第 2 期（後期計画）			

2. 本市行動計画に関する公聴の場を設けます。

法第 8 条第 7 項では、定期的な実施状況の評価・検討・変更等の措置を講ずるよう努めなければならないものとしています。また、行動計画策定指針²では、これら一連の過程を開かれたものとするため、地域における子育て支援事業の関係者が参画する場を設けることが望ましいとしています。

藤岡市では、本市行動計画を藤岡市子ども・子育て支援事業計画に承継させることとし、本会議によって外部委員による公聴の場を設けさせていただきます。

3. 委員会の後、市ホームページにて実施状況の公表を行います。

藤岡市では、法第 8 条第 6 項に従い毎年、前年度の事業実施状況を市ホームページで公開しています。公開に際して、住民に分かりやすく周知を図るとともに、住民の意見等を聴取しつつ、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させることが必要であると考えています。

そのためにも、本会議において忌憚^{きたん}のないご意見をお願いしたいと思います。

¹ 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年 7 月 16 日法第 120 号）

² 行動計画策定指針（平成 15 年 8 月 22 日）関係 7 大臣連名告示

次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

第八条 **市町村は**、行動計画策定指針に即して、**五年ごとに**、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の**次世代育成支援対策の実施に関する計画**(以下「市町村行動計画」という。)を**策定するものとする。**

・・・

6 **市町村は**、**おおむね一年に一回**、市町村行動計画に基づく措置の**実施の状況を公表するよう努めるものとする。**

7 **市町村は**、**定期的に**、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する**評価**を行い、市町村行動計画に**検討**を加え、必要があると認めるときは、これを**変更**すること**その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**